

安農第 1 1 1 4 号

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣 野田 佳彦 様

千葉県知事 鈴木 栄治

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」
（平成 2 4 年 3 月 1 2 日付け原子力災害対策本部）Ⅱの 8
に 基 づ く 千 葉 県 産 野 菜 の 出 荷 制 限 解 除 後 の
検 査 計 画 の 見 直 し に つ い て

香取市及び多古町において産出されたホウレンソウ及び旭市において産出されたホウレンソウ、チンゲンサイ、シュンギク、サンチュ、セルリー及びパセリについて、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づく平成 23 年 4 月 4 日付け指示に関し提出した、平成 23 年 4 月 22 日付け申請を別添のとおり見直したので、提出します。

主な変更点

- 1 解除後の計画のうち「2 現在までの検査結果」を以下のとおり変更する。

変更前：

なお、ハウレンソウについては、多古町及び香取市のハウレンソウの出荷制限解除が可能であり、かつ、旭市のハウレンソウ以外の5品目の出荷制限解除が可能な場合には、旭市のハウレンソウについても出荷制限を解除することとされたい。

変更後：

削除

- 2 解除後の計画のうち「3 解除後のモニタリング計画」を以下のとおり変更する。

変更前：

解除後も福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出が継続している間は、解除までの検査計画と同様の検査を実施していく。

変更後：

当該品目については、放射性セシウムが暫定規制値を超過していないことから、今後は、出荷制限解除後の検査として実施するのではなく、一般食品として引き続き検査を実施する。

- 3 解除後の計画のうち「5 モニタリング検査により暫定規制値を超える結果が判明した場合の対応」を以下のとおり変更する。

変更前：

- 5 モニタリング検査により暫定規制値を超える結果が判明した場合の対応
暫定規制値を超える結果が出た場合には、即座に当該市町村からの当該品目の出荷自粛を要請する。また、周辺地域の拡がりを確認するための検査を行う。

変更後：

- 5 モニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応
基準値を超える結果が出た場合には、即座に当該市町村からの当該品目の出荷自粛を要請する。また、周辺地域の広がりを確認するための検査を行うこととする。

(別添)

ハウレンソウ、チンゲンサイ、シュンギク、サンチュ、セルリー
及びパセリの出荷制限解除後の計画

平成 24 年 3 月 30 日

千葉県農林水産部安全農業推進課

1 出荷制限を解除した範囲

ハウレンソウ：香取市、多古町、旭市

チンゲンサイ、シュンギク、サンチュ、セルリー、パセリ：旭市

2 現在までの検査結果

出荷制限を行っている多古町、香取市及び旭市において、出荷制限品目ごとに暫定規制値を超えた地点を含む2地点で毎回検査を実施したところ、いずれの検査でも暫定規制値以下であった。

なお、当該地域においては、検査対象品目は全てハウス栽培であることから、検査はハウス栽培について行った。

3 解除後のモニタリング計画

当該品目については、放射性セシウムが暫定規制値を超過していないことから、今後は、出荷制限解除後の検査として実施するのではなく、一般食品として引き続き検査を実施する。

4 出荷先等の把握

出荷団体及びそれ以外の出荷者に対し、出荷先、販売先の記録の保存を求め、出荷先等を捕捉可能とする。

5 モニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

基準値を超える結果が出た場合には、即座に当該市町村からの当該品目の出荷自粛を要請する。また、周辺地域の広がりを確認するための検査を行うこととする。